

国名	スウェーデン
公的年金の体系 保険料財源 税 財 源	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	・一定額（物価基礎額の42.3％）以上の所得のある者は強制加入 ・◎被用者，自営業者 ・×無職
保険料率	18.5％（事業主10.21％，被保険者7％。18.5％は本人拠出控除後の所得に対する率（＝17.21％÷93％）。18.5％のうち16.0％はNDC，2.5％はFDCに拠出）。なお，遺族給付，障害給付等については，別途の保険料が定められている。
支給開始年齢	63歳以降本人が選択（保証年金・インカム年金補足は66歳から）（今後，平均寿命を考慮して引上げ予定）
平均年金額	スウェーデン年金庁の統計によれば，2023年12月現在，66歳以上の年金受給者の平均年金額（保証年金・インカム年金補足を含む）は，男子16,262SEK（232,500円※），女子13,847SEK（198,000円※）である。 ※14.3円/SEKで換算。
給付の構造	所得比例：固定された保険料率による元利合計にもとづく給付（掛金リンク型）。概念上の拠出建て（NDC）と純粋な拠出建て（FDC）の2階建てに保証年金とインカム年金補足を付加。ただし，遺族給付，障害給付は別制度となっている。
所得再分配	なし（税財源による保証年金とインカム年金補足が担う）
財政方式	概念上の拠出建て（社会保険方式・賦課方式）＋純粋な拠出建て制度（社会保険方式・積立方式）
国庫負担	保証年金およびインカム年金補足
年金制度における最低保障	税財源による保証年金
無年金者への措置	無・低年金者を対象とする居住要件にもとづく保証年金を提供
公的年金と私的年金	所得基礎額の7.5倍までの所得については，主に公的年金が対応。これを上回る所得については，別途全国的な職域年金（協約制度）がある。
国民への個人年金情報の提供	毎年，予想受取額を個人に通知（NDC＋FDC）。さらに，職域年金部分も合わせてWeb上で情報が提供される。

（小野正昭・年金数理人）

スウェーデンの年金制度

小野正昭（年金数理人）

1. 制度の特色

スウェーデンの1998年改革（1999年実施）による新年金制度には、次のような特色がある。

- ・賦課方式で運営される仮想勘定（NDC）制度と、拠出建て年金である金融勘定（FDC）制度からなる、保険料の拠出実績と給付がリンクする2階建て構造を採用した。
- ・被保険者期間や所得水準が原因で給付水準が低い者のために、一般財源による居住要件にもとづく保証年金を設けた。
- ・保険料と給付のリンクに馴染まない遺族・障害等の給付は、別制度とした。
- ・賦課方式のNDC制度の財政を維持するために「自動均衡機能」という給付調整のメカニズムを組み込んだ。
- ・各被保険者に被保険者自身の年金情報を提供した。

2. 沿革

1913年に国民年金法にもとづく国民年金制度が確立されたが、年金額が低く、実質的意義は小さかった。インフレ対応が模索され、1946年に国民基礎年金制度が導入された。これと並行しながら1940年代中期から、現役時代の生活水準を維持するための所得比例年金の導入がいくつか提案されていた。1950年代に年金委員会が創設され、1955年には全市民が現役時代の平均年収の50%を老齢年金として保証されるような付加年金案が提出された。この付加年金をめぐる論争は政治的対立にまで発展したが、1955年には1998年改革前の付加年金制度が発足した。

1998年までの公的年金制度（旧制度）は、定額給付の国民基礎年金（AFP）と所得に応じた給付の国民付加年金（ATP）の2階建てであった。1980年代より旧制度の欠陥が指摘されており、制度改革は長期間にわたって検討された。1990年代に入って、保守・中道4党の連立政権の誕生とともに、年金ワークグループが設置され、「経済の一般的状況により即応した制度」、「拠出と給付のリンクの強化」、「長期的貯蓄の促進」の三つの観点から本格的な検討が

行われた。

1994年1月に保守・中道4党と社民党が合意する形（いわゆる5党間合意）で制度改革がまとまる。その後、政権交代等により若干の遅れが発生したが、新制度の施行は1999年1月とされた。政府は1998年4月に年金改革関連二法案を国会に提出し、法案は同年6月に可決された。新制度の最後の課題であった自動均衡機能に関しては、2001年5月に議会が採択している。改革の理念として、以下の3点があげられている。

- ・個人の拠出額を完全に反映した年金を受給すべきである
- ・年金の支払いは、固定された保険料率の範囲で保証されるべきである
- ・年金の給付水準は、就労期間40年、1994年時点の平均余命、対象給与の年間実質増加率が2%の場合に旧制度と同じになる

後述の自動均衡機能の発動の基準となる貸借比率が2008年に初めて1を下回った結果、年金額の調整が行われた。その際、年金の給付水準低下を補うために、2010年度から年金受給者向け減税（基礎控除の増額）が実施されている。なお、2020年2月より英国がEUから離脱したが、EUとの離脱協定にもとづき、年金その他の給付の権利は保証されている。

3. 制度体系の概要

2024年における物価基礎額と所得基礎額は、それぞれ年間57,300SEKと76,200SEKである。公的年金への拠出は、年間で物価基礎額の42.3%以上の収入がある者が対象となる。拠出対象者には、被用者／自営業者、公務員／民間被用者の区別はない。保険料および給付の対象となる所得の上限は、所得基礎額を基準として、その7.5倍（2024年は571,500SEK）と定められている。公的年金のうち保険料にもとづく給付は、この所得上限までを対象としている。一方、公的年金とは別にスウェーデン企業連盟（SAF）と、スウェーデン労働組合同盟（LO：ブルーカラー労働者）、PTK（ホワイトカラー労働者の同盟）のような中央組織の間に締結された団体協約にもとづく職域年金制度（SAF-LOおよびITP）があり、中央組織に加盟する職域には実質的に強制適用されている。職域年金は所得上限を上回る部分

の所得保障に重点を置いている。

4. 給付算定方式、スライド方式

以下ではまず、公的年金の老齢給付に関して説明する。遺族・障害等の制度は、財政上は別建てとなっている。

(1) 勘定の管理

被保険者には、NDC、FDCの両方の勘定が提供され、18.5%の保険料のうち16.0%がNDCに、2.5%がFDCにクレジットされる。勘定には利息が付くが、NDCの場合は平均対象給与の上昇率を利率とした額が、FDCの場合には実際の投資対象資産の運用収益が付加される。両制度とも、死亡した被保険者の勘定残高は、同じ生年の生存する被保険者に分配される。一方、制度の管理費用は勘定から控除される。

FDCは、民間運用機関が提供するファンドを選択するか、ファンドを選択しなかった者のために政府が提供するデフォルトファンド（AP7）にて運用される。個人は最高5ファンドまで選択可能であり、ファンド間の乗り換えは無制限かつ無コストである。AP7は、生年コーホートにもとづく世代ファンドの特徴を有している。なお、FDCの保険料は配偶者に移転させることができるが、その場合は6%減額される。

(2) 年金の支給

NDCもFDCも引退の際に保有する勘定残高を年金に変換する。

NDCでは、勘定からの引出しは63歳から可能であり、年齢の上限はない（拠出中の引出しや部分引出し（勘定の25%、50%、75%）も可能）。労働者には2020年から68歳、2023年から69歳まで就労する権利が保障されており、以降の就労は事業主との合意が前提となる。背景には、2026年から「指針年齢」といわれる余命調整年金年齢の導入が提案されていることがある。

年金支給にあたり仮想勘定を年金除数で割ることにより、年金額を算出する。年金除数は引退時の平均余命を反映したものであり、男女共通である。引退時点における生命表の死亡率をもとに変換される

ため、死亡率が低下する後の世代ほど同じ勘定残高で受給できる年金額は低下する仕組みになっている。さらに、年金除数は年1.6%の利子率を考慮している。年金は平均賃金の上昇率に連動して改訂されることを基本としつつも、上昇率のうち1.6%を「先取り」しているため、支給開始後の年金額は「対象給与の上昇率-1.6%」で改定される。なお、自動均衡機能が発動した場合には、改定率はさらに低下する。

FDCに関しては、年金庁が提供する有配当年金保険（伝統的保険）を購入するか、ユニットリンク保険（ファンド保険）による。また、配偶者との連生年金とすることも可能である。

(3) 保証年金・インカム年金補足等

生涯にわたって所得が低い者や保険料拠出期間の短い者は勘定残高も少ないため、年金額が低くなる。これらの者のために保証年金が用意されている。保証年金は、物価を基準として定められている。

保証額は、例えば単身世帯の場合、年金額が物価基礎額の1.26倍までは物価基礎額の2.43倍である。つまり、保証年金は物価基礎額の2.43倍と年金額との差額を保証する。差額は徐々に減少し約3.70倍で消滅する（既婚者についても類似の保証がある）。保証年金の水準は、2020年以降、順次引き上げられている。2023年からは、66歳から支給され、16歳から66歳までの居住期間（EU/EEA域内もカウント）が40年の場合に満額となる。

2021年9月より、保証年金に加えて低年金（2024年で月額9,589SEKから18,111SEK）の受給者に対して、最大月額600SEKのインカム年金補足が導入された。

一般財源による年金受給者への給付としては、住宅費用、年金受給者住宅手当、年金受給者特別住宅がある。また、国内居住期間が短いといった理由で保証年金が低額となる場合、合理的な生活水準を保障する観点から高齢者生計費補助が支給されている。

(4) 経過措置

新年金制度へは1938年生まれの者から段階的に移行する。1938年生まれの者が旧制度（ATP）16/20、新制度4/20の割合の給付となり、以降1年毎に1/20ずつ新制度にシフトし、1954年生まれ以降は

全面的に新制度が適用される。なお、支給開始後のスライドに関しては旧制度部分も、新基準が適用される。

(5) 遺族給付

66歳未満の配偶者が同居期間5年以上ないし18歳未満の子を扶養する場合、12か月間の遺族年金（生活転換年金）が支給される。12か月经過時点で18歳未満の子と同居している場合、最年少の子が12歳に達するか、又は12か月間、延長生活転換年金が支給される。

給付額は、死亡した被保険者が66歳まで加入したものとして計算される老齢給付の55%である。生活転換年金が物価基礎額の2.13倍に満たない場合、保証年金として差額が付される。

遺児に対しては、18歳（学生の場合には20歳）に到達するまで、遺児年金が支給される。12歳未満の場合、親の老齢年金の35%、2人目以降は25%が加算され合計額が等分される。12歳以上の場合は35%→30%、25%→20%となる。ただし、合計で100%を超えない。

両親が亡くなった場合、両親それぞれの遺児年金が支給される。両親の遺児年金を合わせた額が月額3,820SEK（物価基礎額の80%）未満の場合、保証年金として差額が支給される。

(6) 障害給付

労働者は傷病の際、初日を除く14日までは事業主から傷病給与を受け、その後は社会保険から傷病手当を受ける。傷病手当は364日までは従前所得（物価基礎額の10倍が上限）×0.97の80%（77.6%）であり、以降は75%（72.75%）となる。

障害給付はこれに続き、19～29歳であって医療的な理由により1年以上にわたり就業能力を4分の1以上失った者には活動補償金、19～29歳であって完全に就業能力を失った者及び30～65歳であって医療的な理由により1年以上にわたり就業能力を4分の1以上失った者には傷病補償年金が支給される。活動補償金は最長3年間の有期給付である。満額の給付は、想定報酬（報酬が高い3年間の平均額（物価基礎額の7.5倍が上限））の64.7%である。保証年金類似の保証も付されている。

5. 負担、財源

公的年金の老齢給付部分の保険料は18.5%に固定されているが、一般被用者の場合、事業主負担が10.21%、本人負担が7%である。なお、本人負担分は2006年以降、本人の所得税から全額税額控除されることとなった。18.5%という保険料率は、本人拠出控除後の所得に対する割合（ $=17.21\% \div 93\%$ ）である。また、事業主負担は所得基礎額の7.5倍を上回る部分にも賦課される（この部分は国の税収となる）。18.5%の保険料は、16.0%をNDC制度の勘定にクレジットし、2.5%をFDC制度に払い込む。NDC制度は、上記の保険料およびバッファー基金を給付の財源とする。FDC制度は、上記保険料による純粋な拠出建て制度である。保証年金およびインカム年金補足は、一般財源で賄われる。

事業主の負担は支払った賃金に対して賦課され、2024年は、老齢給付の10.21%に加え、健康保険に3.55%、両親保険に2.60%、遺族年金に0.60%、労災保険に0.20%、雇用保険に2.64%、一般雇用税が11.62%であり、合計すると31.42%となる（ただし、1938年生まれから1957年生まれの場合は10.21%）。

6. 財政方式、積立金の管理運用

NDC制度は、バッファー基金をもつ賦課方式で運営されている。保険料が固定されているため、財政上の不足が発生すると給付額が調整される自動均衡機能が組み込まれている。FDC制度は拠出建て制度である。

(1) バッファー基金

NDC制度におけるバッファー基金は、旧制度から引き継がれた第1～4および第6国家年金基金（AP1～4, AP6）で、いずれも市場運用されている。2023年末の時価残高は1,950兆SEKであり、約73%にあたる1,419兆SEKが国内外の株式に投資されている。

(2) 自動均衡機能

自動均衡機能は、賦課方式における財政検証にもとづき、資産と債務とのバランスが保たれるように、バランスシートに不足が発生した場合、給付を調整

する仕組みである。貸借比率（＝資産／債務）は、2008年度に初めて1.0を下回り、自動均衡機能が発動する事態となった。その際、年金額の大幅な変動を防止するため、積立金の評価を評価時点の時価から直近3年分の時価の平均値とする平滑化を導入した。2015年には、調整が適時かつ過度の変動を伴わずに適用されるよう、再度改定が行われた。バッファ基金の評価は時価に戻されるとともに、保険料資産の算出に用いられる保険料の実績や滞留期間の計算に組み込まれていた平滑化の要素が排除された。代わりに、調整に用いる比率を従来の貸借比率から緩衝貸借比率（1と貸借比率との1/3の按分値）に変更した。新貸借比率は、2017年より適用された。

2023年末の状況は、次のとおりである。まず、債務（現役被保険者の新制度に対応する部分は勘定残高）は、10.880兆SEKである。一方、資産側としては、前述のバッファ基金の評価額1.950兆SEKのほかに、「保険料資産」という仮定の資産10.242兆SEKを認識する。これは、その年の保険料（NDC部分）に、滞留期間を乗じたものである。滞留期間とは保険料の拠出から給付の受給までの平均回収期間をいう。保険料資産は、年金数理という定常状態（制度が成熟化し人口構造が安定的である状態）における年金債務に等しくなることが確認できる。以上により、「資産」の合計は、12.193兆SEKとなる。

この結果、貸借比率は1.1206、緩衝貸借比率は1.0402となる。自動均衡機能の発動による年金額の調整は決算年度の翌々年度に発動するが、発動は2018年に終了している。

7. 制度の企画、運営体制

NDC制度に関しては、2004年までは分離した組織である国家社会保険委員会（RFV）により管理されていたが、2005年からスウェーデン社会保障庁に統合されている。FDC制度は、年金保険機構（PPM）によって管理されていたが、2010年1月に社会保障庁から年金庁が分離した際に、NDC制度とともに年金庁に統合された。しかし、近年、FDCが提供する一部のファンドにおける不法行為が発覚したため、政府はファンド選択を担うファンド選択機関（FTN）を2022年6月に設置した。FDCのファンドとして登録されるためには、FTN

の調達に応募し、選定されることが要件となる。

保険料の徴収は納税と一体化されており、そのために各勘定へのクレジット額が正式に確定するのは、拠出の翌々事業年度となる。積立金の運用に関しては、各バッファ基金（NDC制度のためのAP1～4およびAP6、FDC制度におけるデフォルトファンドであるAP7）が組織として分離されている。

8. 最近の動向、課題

年金制度に関する情報提供については、オレンジ・エンベロープが有名であるが、現在では職域年金である協約年金の情報と合わせて、Web上でも閲覧可能となっている。

2017年12月に与野党6党から構成される年金ワーキンググループは、年金受給開始下限年齢の引上げなどの年金制度改革で合意した。主な合意内容は以下のとおりで、順次実施されている。

(1) 年金の受給開始下限年齢の引上げ

NDC及びFDCの受給開始の下限年齢（従来61歳）を2020年に62歳、2023年に63歳、2026年に64歳に引き上げる。また、保証年金の支給開始年齢（現状65歳）を2023年に66歳に引き上げ、その後も平均余命の伸びに応じて引き上げる。また、職域年金についても、今後支給開始年齢引上げを検討する。

(2) 雇用保障年齢の引上げ

雇用保障年齢（従来67歳）を2020年に68歳、2023年に69歳に引き上げる。

近年実施された保証年金の増額、インカム年金補足の導入等により公費による給付の存在感が増し、所得保障体系全体としての財政の自律性を問題視する指摘もある。

資産運用の分野では、財務省が2023年10月に評議会を立ち上げ、バッファ基金一部統合を含む検討を開始したとされるが、現時点で報告書は公表されていない。

ESG投資で模範的な役割を担うことを目指す公的年金基金改革が2019年1月に施行された。年金庁はマネージャーが国連責任投資原則の署名者になる最低要件を定めている。また、FDCファンド市場はEUの開示規則に対応した（2020年3月）。

なお、日本との間の社会保障協定が2022年6月に

発効された。

9. 職域年金

スウェーデンの職域年金はスウェーデン企業連盟（SAF）と労働組合の中央組織との協約等により、主なものとして、ホワイトカラー労働者をカバーするPTKとの間の協約年金（ITP）、ブルーカラー労働者をカバーするスウェーデン労働組合同盟（LO）との間の協約年金（SAF-LO）があり、加盟企業に義務付けられている。協約は年金に限らず、各種社会保障給付について、主に所得基礎額の7.5倍を上回る所得に対する給付を規定し、社会保障制度の補完機能を担っているが、ここでは老齢年金に絞って解説する。

ITPは、2007年1月に給付建て制度から拠出建て制度に切り替えられた。1978年までに生まれた者については旧給付建て制度（ITP 2）が適用され（原則として切替え時に協約締結中の企業）、主に公的年金の上限を超える給与を対象としている。満額の老齢年金は、所得基礎額の7.5倍までの部分に10%、7.5～20倍までの部分に65%、20～30倍の部分に32.5%の給付を提供する。さらに給与の2%を拠出する拠出建て制度（ITPK）がある。事業主は、生命保険会社の保険契約、または別途の信用保険制度による保護をつけた特別の引当金制度（FPG/PRI制度）のいずれかによってITP 2の資金を提供し、年金契約を保護しなければならない。

1979年以降に生まれた者については、新拠出建て制度（ITP 1）が適用される。新制度の保険料率は、労働者（25～66歳）の給与のうち所得基礎額の7.5倍までの部分に対して4.5%、これを上回る部分に対して30%と設定され、労働者は統括機関であるCollectumを通じて、保険会社および保険の形態（伝統的年金保険ないし変額年金保険）を選択できる。ただし、保険料の半分以上は伝統的年金保険を選択しなければならない。また、事業主は独自に引当金ないし年金基金を設定して運営することも可能であるが、その場合には信用保険へ加入しなければならない。年金は本人死亡の場合に遺族に給付することを選択できる。また、本人死亡の場合の家族給付を付加することもできるが、この場合の保険料は前記の引退給付の保険料の一部を振替える。

一方、SAF-LOは従来の給付建て制度（STP）が2000年1月に転換した拠出建て制度（22～65歳が拠出対象）である。当初の保険料率は低かったが、2012年からITP 1と一致した。ITP 1と同様であるが、労働者は統括機関であるForaを通じて、保険会社および保険の形態を選択できる。事業主による運営、遺族給付や家族給付を選択できることは、ITP 1と同様である。

10. 税制の概要

法人所得に課す税率は、2024年度（以下同様）で20.6%である。付加価値税の標準税率は25%であるが、12%、6%、0%の軽減税率がある。また、相続税、贈与税は廃止されている。

事業主が負担した社会保険および協約制度の保険料は、課税所得から控除される。ただし、事業主が負担した協約制度の掛金には24.26%の給与税が課されるが、事業主の課税所得計算上は控除される。私的年金の積立金に関しては運用収益の15%が課税されるが、通常の資産所得の税率は30%であるため、優遇措置と考えられる。

個人所得課税は、勤労所得と資産所得の二元的所得税によっている。資本からの所得（配当、利子、キャピタルゲイン等）に国税（30%）が課され、その他の所得には国税および地方税（コミューン税とレギオン税）が課される。年金所得は、勤労所得に含められる。国税の所得税率は、598,500SEKを超える課税勤労所得に20%である。地方税は、課税勤労所得に対して平均32%（地域によって異なる）が一律に課税される。

課税勤労所得の計算には基礎控除（人的控除）が適用される。控除額は所得の額に依存するが、2023年の所得に関しては、1957年以降生まれの者で所得142,900～163,500SEKの場合の40,500SEKまで逓増し、以降は所得413,600SEK以上の15,400SEKまで逓減する。1956年以前生まれの者には控除額が増額され、所得423,900～602,800SEKの場合の127,700SEKまで逓増し、以降は1,917,700SEK以上の場合の15,400SEKまで逓減する。なお、2021年から2023年現在、課税勤労所得のうち40,000SEKを超える額の0.75%（最大1,500SEK）が税額控除されている。

.....

主な参考資料

スウェーデン年金庁のHP (<https://www.pensionsmyndigheten.se/>)

“ORANGE RAPPORT 2023 - Pensionssystemets årsredovisning”, Pensionsmyndigheten, april 2024

“Ett nytt pensionssystem?”, Rapport nr 4 i vägvalsserie om pensionerna, Pensionsmyndigheten, mars 2023

“Handbook on collectively agreed occupational pensions and insurance 2024”, Avtalat, 2024年3月

“Indexering av pensionerna”, Pensionsmyndigheten, januari

2018

“International Tax – Sweden Highlight 2024”, Deloitte, 2024年

“Skatteuträkningsbroschyren – Inkomståret 2023”, SKV 425 utgåva 30, Skatteverket, 2024年

“海外の年金制度”, 厚生年金基金連合会, 1999年

“2022年 海外情勢報告 第2章 欧州地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向 第3節 スウェーデン王国”, 厚生労働省

“スウェーデン公的年金の長期推計について”, 厚生労働省数理課, 2017年3月